



2026年12月5日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役 田中 遼
電話 03-6427-7380 (代表)

証券取引等監視委員会による過年度のフィスココイン評価損失過少計上等に 対する課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2025年3月28日付「保有暗号資産等にかかる評価額の過年度訂正に関するお知らせ」及び2025年4月23日付「(開示事項の経過)社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会からの調査を受けておりました。この度、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,200万円の課徴金納付命令を発出するように勧告が行われましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本件の経緯及び影響について

(1) 株式会社イーフロンティアの株式売買収益の過大計上について

2022年10月期において当社が売却をした株式会社イーフロンティア（以下「イーフロンティア」といいます。）の株式の連結上の売却損益の算定について、発生した負ののれん等を利益剰余金に直接調整しておりました。

本来、投資額の修正として連結財務諸表上の売却損益の調整後に利益剰余金に計上するべきでした。当調整により株式売却損として計上した特別損失5,214万円と、当初計上し取り消した特別利益8,189万円との合計額1億3,403万円について、親会社に帰属する当期純利益が減少したため、過年度の有価証券報告書を訂正しております。

(2) 株式会社FISCO Decentralized Application Platform株式の投資有価証券評価損失及びフィスココインの評価損失の過少計上について

当社及び当社子会社が保有する投資有価証券と暗号資産（活発な市場が存在しない暗号

資産）のうち、2023年10月期末の当社グループが保有する投資有価証券である（株）Fisco Decentralized Application Platform株式2,386万円の期末評価額から適切に評価損を計上していなかったこと、及び2023年10月期末の当社グループが保有するフィスココイン（FSCC）8億93万円の期末評価額に関して、活発な市場が存在せず実際の処分可能性が著しく低い状況にあったことから、時価評価の前提が充足していなかった旨の指摘をうけており、2023年10月期までに各評価損失を認識すべきであったため、過年度の有価証券報告書を訂正しております。

なお、本件の具体的な調査結果や評価方法の詳細は、2025年4月23日付「（開示事項の経過）社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおりです。

2 本件の発生原因について

（1）当社の取締役会の独立性が確保されておらず、シークエッジグループと称する企業集団の経済合理性を追及する体制になっていたこと

当社の旧経営陣（東京地方裁判所により2025年4月1日付にて解任）は、株式会社フィスコ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社ネクスグループ等を構成企業としたシークエッジグループと称する企業集団の取締役及び監査等委員を複数兼任（過去における取締役・監査等委員就任及び子会社における取締役就任を含む）しており、非常に密接な関係にあり、当社の取締役としての忠実義務、善管注意義務、競業禁止義務を軽視し、シークエッジグループの利益確保を行動指針としておりました。

こうした背景から当社においてはシークエッジグループに所属する上場会社及び未上場関連法人との契約において他社との契約に比べ十分な検討が行われず、表面的なデューデリジェンスや評価算定に留めるケースがほとんどであり、こうした不適切会計の温床となりうる状況でした。

株式会社FISCO Decentralized Application Platformについてもこうした背景から取得後の十分な評価額が算定されず、また後述の理由から監査法人からの指摘も不十分な状態でした。

株式会社ZEDホールディングス（現在：株式会社ネクスデジタルグループ。以下「ZEDHD」といいます。）から取得したフィスココインについても、極端な赤字であった株式会社ZEDHDをクシムに移転させるという目的ありきの取引であり、Web3キャピタル（当時：カイカキャピタル）を含めた財務デューデリジェンス及びその検討は十分に行われたとは言い難い状況でした。

なお、証券取引等監視委員会による調査の過程において、当社は、旧経営陣が当社資産を流用し、フィスココイン購入取引の急増による意図的な市場価格の吊り上げと取られかねない取引を行ったとの疑いをもっております。

（2）取締役会における不透明な意思決定

上記（1）のように、当社においてはシークエッジグループ各社との取引において十分な検討が行われないケースが大部分となっていました。特に、ZEDHDの買収のように重要性の高い案件であっても、取締役会における質疑や議論が十分に行われず、すべての議案が形式的に可決される状況が認められました。

また、取締役会に議案が付議されるまでの社内プロセスが明確ではなく、決定に至る理由・経路が社内で共有されないまま意思決定が進むなど、取締役会運営が形骸化しておりました。

こうした状況のもと、イーフロンティア株式の売買においては、発生が予見される負のれん発生益についての検討が十分に行われておらず、結果として適切な会計判断が行わ

れなかつたことが判明しております。

これらの意思決定プロセスの不透明性や取締役会の形式化が、シークエッジグループに関連する一連の不適切会計の根本的要因となつていたと認識しております。

(3) 複雑なグループ会社構造

当社は事業規模に比して非常に多くの子会社・中間持株会社を抱えておりました（2024年10月期末で中間持株会社2社、事業子会社3社、直接事業を行わない法人3社）。

こうした多数の子会社・中間持株会社を抱えていることで、各子会社個社の会計や連結財務諸表作成時に複雑な論点を多く抱えることになり、バックオフィスが常に複雑かつ多くの業績には直接関係のない業務に携わることとなり、慢性的な人手不足かつ各種の会計論点について十分な検討が行われない体制となつておりました。

事実、2022年10月期第3四半期のイーフロンティア株式の売却損益の過大計上については、2022年10月期第3四半期に本決算処理に対して会計実務知識や検討不足により、論点の十分な検証ができていなかつたことが原因となります。

(4) 会計監査人の独立性・中立性の不足

当社はUHY東京監査法人を2024年10月期までの会計監査人として任命しております。当会計監査法人はシークエッジグループを構成する全上場会社（株式会社フィスコ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社ネクスグループ）の会計監査人を兼務しており、また業務執行社員も安河内明会計士と谷田修一会計士が当該上場会社全社を担当しております。

こうした体制の下で、シークエッジグループ全体で同一の監査法人が関与していたことにより、個別会社ごとの論点について十分に目配りしにくい面が生じていたものと認識しております。実際に暗号資産、特に流動性のないグループコイン（フィスココイン・ネクスコイン・カイカコイン・スケブコイン）の会計論点について当社現経営陣が把握している範囲では懸念事項等の通達は行われておりませんでした。

3 再発防止策について

当社株主は、2025年4月30日開催の臨時株主総会においてシークエッジグループからの決別の意思を示しており、新たな取締役及び監査等委員が選任されております。新たな経営体制の下、取締役会をはじめとした各種機関の独立性及び組織運営における健全性確保のため、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

(1) 意思決定プロセスにおける収益とリスクの精査

保守主義の原則に基づき、投資計画の立案及び投資対象の資産、負債を多面的に精査いたします。特に外部専門家による財務、法務、税務等のデューデリジェンスによるリスクの洗い出しを必須とし、取締役会の意思決定に資するものとします。

(2) 取締役会の相互監視事務履行の確保

取締役会への議案上程には、経営会議での合意形成を必須といたします。経営会議は取締役及び各部責任者をメンバーとし、議案に関する全ての情報を共有し、長期的且つ多角的な議案検討を目的とします。

また、取締役会のメンバー・経営会議の参加メンバー、取締役会運営事務局メンバー

の選定にあたっても、専門的知見を有することを重要な要件として選任するほか、取締役会への議案上程に際しては必要に応じて外部専門家の意見を聴取し活用いたします。

なお、経営会議における合意形成は、内部監査室による監査の対象としております。これらにより、取締役会の合議体としての機能を維持、向上させてまいります。

（3）取締役の独立性の確保

取締役及び監査等委員が適切な独立性を保てるようグループ会社内での過度の兼任を制限します。特に大株主が同一の外部企業の兼任を禁止し、当社の取締役としての意思決定の独立性を担保いたします。

（4）監査法人の独立性及び中立性の確保

監査法人等の外部専門家に関しても過度の兼任や長期化を避けることにより独立性及び中立性を担保いたします。

（5）会計部門の精度向上施策

決算処理に関する業務記述書等の会計処理マニュアルを整備し、会計処理レベルの高水準での均一化及び二重チェック体制の導入による承認フローを明確化し、二重計上や計算ミスを防止します。

特に、今回の問題点は、会社による「評価」や「見積」等の判断が会計処理の重要な部分を占めております。今後は企業会計原則の精神を謙虚に理解し、かつ実務経験の豊富な人材を確保し、当社の財務諸表の精度向上に努めてまいります。

また、決算処理マニュアルは内部監査室とも共有し、決算処理プロセスを重要監査対象項目とすることにより、財務諸表の網羅性及び正確性を担保いたします。

（6）意思決定プロセスにおける証跡の確保

意思決定に至るための議論の記録を残すことにより不正を防止するだけでなく、内部からの自浄作用、専門家による外部からの浄化作用を促すことのできる環境を整備いたします。

（7）組織統合

子会社の設立に際しては、その経済的目的及び必要性を慎重に議論し、安易な設立や分社化を制限します。グループ内の法人を過度に分社化せず統合することにより、内部取引の削減及び連結財務諸表の透明性と理解のしやすさを向上させるだけでなく、今回の問題の発生及び問題発生を予防する施策の機能不全が生じることを抑制する組織構成といたします。

4 課徴金の額の受入について

当社は課徴金の額について争う意思はなく、期日までに課徴金の額を認める答弁書を金融庁へ提出いたします。

5 旧経営陣の責任追及及び損害賠償について

課徴金決定にいたるまでの証券取引等監視委員会の調査内容及び2025年4月23日付「(開示事項の経過)社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しました第三者委員会報告書を精査し、旧経営陣による故意もしくは過失の責任については、顧問弁護士と協議の上、必要な法的手続きを実行してまいります。開示すべき事項が発生した場合には、適時公表いたします。

以上